

雇用関係助成金のお知らせ

はじめに 雇用関係助成金の月刊誌を再開します

令和8年度も、「雇用関係助成金のお知らせ」と題して、月刊誌を毎月20日に配信させていただきます。新設された助成金や改正点について分かりやすく説明します。また、ご質問やお問い合わせが多い内容についてもお答えさせていただきます。

1、キャリアアップ助成金（正社員化コース）に関して

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、**有期雇用労働者を正社員化した場合**に助成されるコースです。加算措置が創設されました。

「正社員化コース」の加算について

①正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等をした場合 (1事業所あたり1回のみ)	20万円(大企業15万円)
②多様な正社員制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 (1事業所あたり1回のみ)	40万円(大企業30万円)
③正規雇用労働者への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト(しょくばらぼ)に公表した場合(1事業所あたり1回のみ)【新設】	20万円(大企業15万円)

2、人材開発支援助成金（人材開発支援コース）に関して

中高年齢者(45歳以上)を対象としたOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練である「中高年齢者実習型訓練」を新設しました。

助成額・助成率

経費助成額		賃金助成額 (1人1時間)		OJT実施助成額 (1人1コース)		1事業所1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
60%	45%	800円	400円	10万円	9万円	1千万円
(+15%)		(+200円)	(+100円)	(+3万円)		

【受講者1人あたりの経費助成限度額】

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円

- ()は賃金要件・資格等手当要件を満たす場合に加算される助成率及び助成額
- eラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです
- 1労働者1年度あたりの支給申請回数は3回までです



裏面へ続く

3、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）に関して

新規採用助成：「人への投資促進コース」の長期教育訓練休暇制度において、有休の長期教育訓練休暇を取得させた被保険者の業務を処理するために、新たに労働者を雇い入れ、または新たに労働者派遣の役務の提供を受けた中小企業事業主に対して助成金を追加で支給します。

職務代行助成：「人への投資促進コース」の長期教育訓練休暇制度において、長期教育訓練休暇取得者の従事する業務を、他の労働者に代替させた場合に助成額を追加で支給します。（業務代替者は複数名でも差し支えありません。）

新規採用助成	
30日以上90日未満	27万円
90日以上180日未満	45万円
180日以上	67万円5千円

職務代行助成
職務代行手当の75% (月の上限16万円)

4、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）に関して

新たに、「設備投資加算に係る設備投資実施計画」を作成し、訓練終了後、設備労使加算の支給申請日までに、事業展開促進機器等を新たに導入する中小企業事業主に対して「設備投資加算」の助成額を追加で支給します。（中小企業のみ対象）

企業規模	設備投資加算 (1コースの導入費用あたり)
中小企業	50%
大企業	-

支給対象者 1人につき	支給対象者 10人以上
15万円	150万円

5、その他の助成金に関して

今回紹介することができた助成金以外にも、「産業雇用安定助成金」、「人材確保支援助成金」、「両立支援助成金」等の助成金について制度の見直しを行っております。詳しく知りたい場合は下記窓口までご相談ください。

ハローワーク米沢

令和8年6月22日 ハローワーク米沢発行
米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



メール配信登録も好評受付中

担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください